

松江市における 農地の土地利用について

松江市農政課

優良な農地の種類について

農地に関する法律には、総合的に農業の振興を図るため農業振興地域制度等を定めた「農業振興地域の整備に関する法律(通称:農振法)」と、農業生産の基盤ともいえる農地を守るため、個別の農地転用を制限する農地転用許可制度等を定めた「農地法」があります。

優良な農地の種類

(1) 農用地区域の中にある農地(農振法)

◇市が農業上の利用を確保すべき区域を定め、その区域内にある農地

(例)・10ヘクタール(100,000m²)以上のまとまりのある農地

・農地の区画整理やかんがい排水事業による環境を整えた農地など

(2) 第1種農地(農地法)

◇生産性の高い優良農地

(例)・10ヘクタール(100,000m²)以上のまとまりのある農地

・土地改良事業などの農業公共投資の対象となった農地など



農地の農地以外の利用について

- 都道府県が定めた農業振興を図るべき地域(農業振興地域)の中で、市町村は農業上の利用を確保すべき区域(農用地区域)を指定しています。その区域において、開発行為を行うには、その区域から除外する手続き(農振除外の手続き)が必要です。
- 10ヘクタール以上のまとまりのある農地や生産力の高い農地などは、農地以外に利用することが、原則制限されています。



今後の農地の土地利用について

松江市の 農地のあり方



◇保全すべき優良な農地、生産性の高い農地については、今後も農地の維持・保全の管理に努めていきます。

◇土地利用制度の見直しにあわせて、法律の範囲内で、農業上の利用を確保すべき区域（農用地区域の指定）を見直していきます。

※市町村は農振法に基づき、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、その結果によって見直しを行っています。

《今後のスケジュール》

令和7年

見直しに向けた基礎調査・素案の作成

令和8年

島根県や国との法定手続き

必要に応じた農用地区域の見直し